

第3 行為能力

A

1 意義

行為能力とは、単独で確定的に有効な法律行為をなしうる法律上の地位または資格のことをいう。

意思能力があっても、取引に必要な判断能力が不十分な者もある。そこで、民法は、自然人の法律行為に行為能力を要求し、行為能力があれば、法律行為が確定的に有効になるとした。

2 制限行為能力者制度の趣旨

意思能力のない者が行った法律行為は無効であるが、意思能力の有無は外見からはわからない場合もあるから、この証明は困難である。そこで、一般的に能力が不十分とみられる者を制限行為能力者とし、その者のなした法律行為を一律に取り消しうるものとしている（本人保護）。

それとともに、制限行為能力者として定型化することで、取引の相手方に注意を促して、相手方に不測の損害が生じることを防止している（相手方保護）。

3 制限行為能力者制度の要件・効果

(1) 制限行為能力者制度の対象となる者

①未成年者、②成年被後見人、③被保佐人、④被補助人である。

(2) 行為が取り消された場合の効果

行為能力の制限を理由に法律行為が取り消された場合に、制限行為能力者および相手方は、自己が受けた利益を返還することになる。このとき、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度（現存利益）においてのみ返還義務を負う（121条の2第3項）。

CHECK

現存利益の返還について

現に利益を受けている限度において返還義務を負うのは、制限行為能力者であって、相手方ではありません（121条の2第3項）。「現に利益を受けている限度において」とは、現に残っている利益（現存利益）を返還すればよい、ということを意味します。

例えば、生活費に使った分については本来当然に支出すべき費用を免れたものであり、現存利益があるといえるので、制限行為能力者はこれを返還しなければなりません（大判昭7.10.26）。

これに対して、ギャンブル等で浪費した分については当然に支出すべき費用を免れたといえず、現存利益があるとはいえないので、制限行為能力者はこれを返還しなくてもよいのです（大判昭14.10.26）。